

令和5年2月定例会 総括審査会

古市 三久委員

古市三久委員

原発事故から12年が経過したが、本県においては、原子力緊急事態宣言が依然として継続中である。また、他県の年間被曝線量の上限は1mSvであるが、本県の避難指示解除基準は20mSvと20倍も高くなっているのが現状である。原子炉建屋内は極めて高度の放射能で汚染され、サイト内の放射線量も6,700PBq、これはデブリの放射線量は除いているが、天文学的数字になっていると思う。高線量のための汚泥容器などは劣化が進んでいる。12年が過ぎて、ますます廃炉の困難性が浮き彫りになっていると思う。廃炉に向けた県の役割は、県民の安全・安心の最優先とプロセスの安全性を担保できる法整備である。原発事故は国と東京電力の責任であるが、県民の命を守ることを考えると本県の対応にも問題があったと言わざるを得ない。

その一つは津波対策である。県も承知していたと思うが、福島第一原発は津波に最も脆弱な原発と言われていた。1997年、県は津波想定図を作成し、参考地震の一つは、津波が福島第一原発の敷地高を越えることを示していた。2007年、明治三陸タイプ地震など3つのケースを想定し津波浸水図を作成したが、地震本部が予測していた津波地震は想定しない内容だった。この結果でも、福島第一原発周辺の津波は8mを越えることが判明していた。経過を見ると、県は福島第一原発に当時の想定を超える津波が来ると予測していながら、東京電力に厳格に対策を求めてこなかったことがうかがえる。茨城県は2007年3月、土木部が津波浸水想定図を作成し、同年10月、日本原燃に津波対策を要望した。また、日本原燃は非公開で水密化、発電機の設定等の対策を進め、2011年2月に完了した。その結果、冷却機能を維持でき、事故は免れた。

2つ目の問題は、3号機でプルサーマルの実施を県が了解する条件として、原発の耐震安全性確保を求めたときである。資源エネルギー庁の内部文書等によれば、2014年4月、県の担当者は耐震安全性確認の範囲をめぐる折衝で、資源エネルギー庁産業課長から「津波などは含まない評価でよいのですね」と津波抜きを確認を迫られ、「国で判断してほしい」と繰り返したとされている。県が津波対策を国に丸投げしてしまったことにより国は津波対策抜きでプルサーマルを進め、その結果が今日の本県の姿である。こうした過去を教訓にして、安全で確実な廃炉が実現できる法的担保を取ることが県の役割だと思う。

そこで、福島第一原発1号機では、原子炉圧力容器の土台であるペDESTALの損傷により、大規模な地震発生時に原子炉圧力容器の倒壊が懸念されるが、県はどのように考えているのか。

危機管理部長

1号機のペDESTALについては、国際廃炉研究開発機構が基礎部の約4分の1が損傷と仮定した耐震性評価によれば、一般的に震度6強に相当する地震動に対して、大規模な損壊等に至る可能性は低いとされている。今後、水中ロボットによるペDESTAL内部の調査が予定されており、より詳細な状況の把握とそれに基づく耐震性の再評価が行われることが必要であると考えている。

古市三久委員

海水を注入したため、鉄筋コンクリート劣化の問題などがある。これから東京電力が調査するとのことだが、県もその結果をうのみにせず、しっかりと検証することが必要だと思うが、どうか。

危機管理部長

ペDESTAL内部については、経年劣化や委員指摘の海水の影響等も考慮される。そのため、昨年10月に開催した廃炉安

全監視協議会における東京電力の報告では、原子炉压力容器の土台であるペDESTALの損傷について、これまでの調査によって把握できた範囲はまだペDESTAL外側の壁の一部にとどまっている。県としては、今後予定されているペDESTAL内部の調査によって、より詳細な状況の把握とそれに基づく耐震性の再評価が行われることが必要であると求めたところであり、それらについて今後、廃炉安全監視協議会でしっかりと確認していく。

古市三久委員

ぜひ県独自にしっかりと検証してほしい。

次に、ALPSで発生する泥状沈殿物の脱水・減容化設備の設置の見込みについて、県の考えを聞く。

危機管理部長

脱水・減容化設備の設置については、2024年度内を目標としていたが、原子力規制庁との協議において放射性物質の飛散防止を含む被曝低減が必要とされ、設備の小型化等の設計変更などが生じたため、2026年度内に延期されたところである。県としては2026年度内に設備の設置が完了するよう、設備の早期設置に向けた東京電力の取組について、廃炉安全監視協議会等により監視していく。

古市三久委員

つまり2023年3月までに審査が終了する予定だったが、延期されたとのことである。問題は、HICの中からストロンチウムを含む放射性廃棄物を全て抜き取るのがなかなか難しいことで、下の方が残ってしまうということが規制庁から指摘されている。これについて県はどのように考えているのか。

危機管理部長

HICの中に入っているスラリーについては、水とスラリーが分解しているものや混ざり合っているものなど様々ある。それらについて、上積みやスラリー、また、分離しているものについては攪拌しながら外部への排出管を通して移し替えることになっている。県としても東京電力の取組をしっかりと確認していくとともに、何よりも安全、確実に行うようしっかりと求めていく。

古市三久委員

これが一番の問題だということを原子力規制委員会、原子力規制庁としても指摘しているため、安全性を含め、容器の移替えをしっかりと行わなければ二次処理にも影響する。安全性をしっかりと捉えて取り組むよう東京電力に求めてほしいため、よろしく願う。

次に、ALPSで発生する泥状沈殿物の脱水・減容化など、被曝リスクの高い作業が行われるため、外気と隔離するグローブボックスの設置等により作業員の被曝を低減するよう国及び東京電力に求めるべきと思うが、県の考えを聞く。

危機管理部長

作業員の被曝低減については、グローブボックスの設置や装置の小型化によるメンテナンス時間の短縮等が検討されており、県としては、作業員が安全に安心して働くことができるよう、高線量環境下における被曝低減対策や被曝線量の適切な管理の徹底について、引き続き国及び東京電力に対し求めていく。

古市三久委員

グローブボックスのシステム導入を東京電力がこれから行うことにより安定化措置の稼働が1年遅れたということか。

危機管理部長

原子力規制委員会から、作業員の被曝線量低減を図るためにグローブボックスを設置すること、また、これまで設備については大きなものを想定していたが、そのグローブボックスに入れることによってさらなる被曝低減を図るという設計変更があった。これらの変更により設備の設置が遅れているものと考えている。

古市三久委員

福島第一原発は作業が非常にふくそうしているが、フィルタープレス機の導入で土地が必要であり、確保できるかと原子力規制庁は述べている。これはどのようにしたのか。

危機管理部長

泥状沈殿物の保管場所については、現在、東京電力では増設工事を進めているが、泥状沈殿物の脱水・減容化設備設置の遅れに対処するため、さらに追加で保管場所の増設工事をを行う予定とされている。県としては、汚染水の浄化処理が滞ることのないよう、東京電力の取組状況を廃炉安全監視協議会等により監視するとともに、必要に応じ対策を求めていく。

古市三久委員

なかなか難しい問題が多くて進まないというのが今の実態だと思うため、安全性を最優先した対策を行うよう東京電力にしっかり求めてほしい。

次に、ALPSで発生する泥状沈殿物は、タンク貯留水の二次浄化処理によって今後も増加するため、泥状沈殿物を保管する場所の逼迫が懸念されるが、県の考えを聞く。

危機管理部長

泥状沈殿物の保管場所については、現在、東京電力で増設工事を進めているが、泥状沈殿物の脱水・減容化設備の設置の遅れに対処するため、さらに追加で保管場所の増設工事をを行う予定とされている。県としては、汚染水の浄化処理が滞ることのないよう、東京電力の取組状況を廃炉安全監視協議会等により監視するとともに、必要に応じ対策を求めていく。

古市三久委員

耐震性についても非常に重要な問題だと言われているため、その辺りもしっかりと求めてほしい。

次に原子力規制委員会が、ALPS処理水の正確な分析や高線量廃棄物の適正な処理を担う東京電力の人材が不足していると指摘しているが、県はどのように捉えているのか。

危機管理部長

東京電力における人材不足については、現在の固体廃棄物の管理はもとより、今後の燃料デブリの放射能分析など廃炉への取組が進捗する中で重要な課題と考えている。今後、国主導により、JAEAによる分析手法の開発に東京電力社員を派遣するなど、人材育成に取り組むこととしており、引き続き廃炉を安全かつ着実に進めるため、必要な人材確保等に取り組むよう求めていく。

古市三久委員

事故のない原発においては放射性廃棄物の割合が数%であるところ、福島第一原発においてはほとんどが放射性廃棄物であり、廃棄物全体では数百倍になる可能性があると言われている。原子力規制庁は国などを巻き込んだオールジャパンでの取組が急務であると延べているが、県はどのように考えているのか。

危機管理部長

人材の育成・確保については、今後長きにわたる廃炉に向けた取組を安全かつ着実に進める上で極めて重要であることから、県としては、これまでも廃炉を担う人材の育成と確保に確実に取り組むよう国及び東京電力に求めてきたところであり、引き続き廃炉を安全かつ着実に進めるため、必要な人材確保等に取り組むよう求めていく。

古市三久委員

人材育成は極めて大変であり、これがなければ廃炉も進まないと原子力規制庁は述べている。そうした人材確保を国がしっかり行うよう、ぜひ求めてほしい。

次に、微量であっても熔融燃料を含む固体廃棄物は、全て燃料デブリとして取り扱うよう国に求めるべきと思うが、県の考えを聞く。

危機管理部長

燃料デブリについては、中長期ロードマップの初版において、燃料と被覆管等が熔融し再度固まったものと定義されていることから、燃料を含むものは全て燃料デブリに当たると考えている。

古市三久委員

取扱いがその後変わり、瓦礫等については燃料デブリとして扱わないと言われている。そうすると低レベル放射性廃棄

物になり、再利用など様々な問題が出てくる。したがって、ただいまの答弁は間違っていると思うが、どうか。

危機管理部長

中長期ロードマップにおいては、取り出した燃料デブリの処理・処分方法について、燃料デブリの取り出し開始後に性状の分析等を進め、ロードマップの第3期に決定することとされている。県としてはこれまでも、国及び事業者の責任で行われる廃炉対策の一環として燃料デブリの処分方法を検討・決定し、県外において適切に処分することを求めてきたところであり、引き続きあらゆる機会を通じて求めていきたいと考えている。

古市三久委員

次に、燃料デブリは高レベル放射性廃棄物として国が管理及び処分することを法律で義務付けるよう国に求めるべきと思うが、県の考えを聞く。

危機管理部長

燃料デブリについては、これまでも、国及び事業者の責任で行われる廃炉対策の一環として処分方法を検討・決定し、県外において適切に処分することを求めており、引き続き原子力政策を推進してきた国の責任において処分方法の議論を進め、県外で適切に処分するようあらゆる機会を通じて求めていく。

古市三久委員

燃料デブリは、高レベル放射性廃棄物にしないと政府が引き受けないとの問題もあり、県はどのように考えているのかとの問題になってくる。

そこで、取り出した燃料デブリについて、政府機関による引受けを義務付け、福島第一原発構内に貯蔵されないよう法律で定めることを国に求めるべきと思うが、県の考えを聞く。

危機管理部長

取り出した燃料デブリは、発電所構内に保管されることのないよう処理・処分に関する目標工程を具体的に示すとともに、処分方法を検討・決定し、県外において適切に処分することを求めており、引き続き原子力政策を推進してきた国の責任において処分方法の議論を進め、県外で適切に処分するようあらゆる機会を通じて求めていく。

古市三久委員

高レベル放射性廃棄物はガラス固化体のみであり、燃料デブリは高レベル放射性廃棄物の定義に含まれていないが、燃料デブリは現在何に該当するのか。

危機管理部長

燃料デブリについては、現在のところ、廃棄物のどの区分に該当するのか、あるいは燃料なのか燃料で汚染されたものなのか、規定がない状況である。先ほど述べたとおり、燃料デブリを含む放射性廃棄物については、今後、燃料デブリの性状の分析等を進め、ロードマップの第3期に決定するとされているため、引き続き原子力政策を推進してきた国の責任において処分方法の議論を進め、県外で適切に処分するようあらゆる機会を通じ求めていく。

古市三久委員

チェルノブイリでは燃料含有物質という用語を法律で定めている。燃料デブリを全て県外に持って行ってもらうことを考えると、やはり燃料デブリの定義を定めて法整備をしなければなかなか難しいと思うため、法整備も含めた要望を願う。

次に、現在行われている廃炉の取組は、燃料デブリの取出し完了及び原子炉解体、更地化を目標としているのか、県の考えを聞く。

危機管理部長

廃炉の取組の目標については、中長期ロードマップにおいて、30～40年後の廃止措置終了を目標に、燃料デブリ取出し等の廃炉作業や研究開発等の進捗状況を踏まえ東京電力がロードマップの第3期に定めるとされている。

古市三久委員

次に、県は中長期ロードマップを廃止措置計画と考えているのか。

危機管理部長

中長期ロードマップについては、福島第一原発の廃止措置等に向けた中長期の取組として国が定めたものであり、原子炉等規制法に定める廃止措置計画ではないと考えている。

古市三久委員

つまり、現在は廃炉を行っているということではない。

次に、中長期ロードマップと実施計画の関係について、県の考えを聞く。

危機管理部長

中長期ロードマップについては、福島第一原発の廃止措置等に向けた中長期の取組として国が定めたものである。一方、実施計画は、中長期ロードマップの取組を進めるに当たり、特定原子力施設に求められる「措置を講ずべき事項」に対して、東京電力が具体的に実施する内容を記載したものであり、原子力規制委員会が設備の設計や保安活動等の安全面の措置を確認・認可した上で作業が実施されている。

古市三久委員

実施計画は何を目指しているのか。

危機管理部長

現在東京電力が原子力規制庁に提出している実施計画については、中長期ロードマップの取組、現在行っている取組を記載し、安全面等を考慮した上で規制庁が認可し、廃炉作業を実施している状況であるが、最終的な特定原子力施設の廃止措置に関する事項については、現在の進捗状況や取組状況を踏まえながら今後記載することとなっており、現在はそうした記載はない。

古市三久委員

実施計画の最終的な目標をどのように考えているのか。

危機管理部長

実施計画には、今後の取組状況や燃料デブリの取出し状況を踏まえ、今後、一般の原子力施設における廃止措置計画に準じた廃止措置の事項を定め、それを原子力規制委員会が最終的に確認することとなっている。今後そうした過程が行われるものと考えている。

古市三久委員

実施計画は事故でダメージを受けた原発の施設及び核燃料の防護、保安計画となっている。それを現在行っているということか。

危機管理部長

今後取り組むべき状況を記載した上で、防護や安全面の要件を確認している状況である。

古市三久委員

次に、東京電力は福島第一原発の廃止措置計画を国に対して提出しているのか。

危機管理部長

福島第一原発については、特定原子力施設に指定されていることから、原子炉等規制法に定める廃止措置計画を提出する規定がそのまま適用されず、特定原子力施設の廃止措置に関する事項については実施計画に定めることとされている。

古市三久委員

福島第一原発の廃止措置計画を国に提出しているのかと聞いている。

危機管理部長

廃止措置計画は一般の原子力発電所に適用されているものであり、福島第一原発は特定原子力施設に指定されていることから、廃止措置計画を提出する規定がそのまま適用されていない。したがって、そのようなものは提出されていない。

古市三久委員

特定原子力施設については廃止措置計画に係る法整備がされていないとのことだと思うが、本当にそうなのか。規則などに規定はないのか。

危機管理部長

特定原子力施設については、廃止措置に関する事項について実施計画に定めることとされているが、まだ定められておらず、提出されていない状況である。

古市三久委員

実施計画が出されていないということは、廃炉の準備をしているということだと思う。

次に、福島第一原発の廃炉の最終形について、県の考えを聞く。

危機管理部長

福島第一原発の廃炉については、これまで国に対し、燃料デブリを安全かつ確実に取り出すこと、燃料デブリを含めた放射性廃棄物について、原子力政策を推進してきた国の責任において県外で適切に処分することを繰り返し求めてきたところである。燃料デブリの取出しと放射性廃棄物の県外最終処分は、廃炉の最終形を考える上で最も重要であることから、引き続き国及び東京電力に対し、世界の英知を結集して総力を挙げて取り組むよう求めていく。

古市三久委員

燃料デブリを取り出し、解体して県外へ持ち出すということは、廃炉を解体撤去することを最終形と考えているということでしょうか。

危機管理部長

福島第一原発の廃炉の最終形を考える上で、まずは燃料デブリの取出しと放射性廃棄物の県外最終処分が最も重要であることから、これらを考えながら今後の廃炉の姿を描いていくことが必要であると考えている。したがって、燃料デブリの取出しと放射性廃棄物の県外最終処分に、世界の英知を結集して総力を挙げて取り組むよう、引き続き国及び東京電力に対し求めていきたいと考えている。

古市三久委員

燃料デブリを取り出して持っていくとのことだが、どこが引き受けるのか。例えば先ほど述べたように、燃料レベルの定義を定めて、高レベル放射性廃棄物であれば国が引き受けることになるが、定義が全くない中で持って行く、行かないという話にはならないと思う。デブリの定義をしっかりと定めて法整備をすることを国に求めていくことが必要だと思うが、どうか。

危機管理部長

燃料デブリの取出しと処分については、燃料デブリ取出しの廃炉作業、あるいは研究開発等の進捗状況を踏まえ、東京電力がロードマップの第3期に定めるとされている。今後こうした議論がなされていく中で、原子力政策を担ってきた国あるいは東電の責任においてしっかりとその取扱いについて定めるように、県として求めていきたいと考えている。

古市三久委員

燃料デブリの問題については、法的な位置づけを明確にしてその扱いをどうするかをしっかりと国に求めていくべきだと思うため、検討してほしい。

知事に質問するが、福島第一原発の廃炉をどうするかは非常に重要な問題であり、知事は2016年に福島第一廃炉推進カンパニーの山名氏に対し、燃料デブリを持っていくよう話をしていた。しっかりと法的な位置づけが必要であり、福島第一原発の燃料デブリの撤去処分、施設解体処分、規制解除までを東京電力と国に義務づける法整備を求めていくべきと思うが、知事の考えを聞く。

知事

福島第一原発の廃炉については、燃料デブリを安全かつ確実に取り出すこと、燃料デブリを含む放射性廃棄物を県外において適切に処分することを国に対し繰り返し求めてきた。まずはこの2点についてしっかりと道筋をつけることが必要

である。しかし現状では、これらの具体的なプロセスが明確化されていない。

福島第一原発の廃炉は前例のない困難な取組である。優先すべきことは、原子炉内の状況を正確に把握した上で、どういった方法で安全に燃料デブリを取り出すか、どのようにして県外で適切に処分するかなどのプロセスを具体的に精査し、より精緻なロードマップをつくり上げることが大前提になると考えている。

引き続き、国と東京電力の責任で廃炉を成し遂げるよう強く求めていく。

古市三久委員

国に求めていくのは分かるが、そのままに残置される可能性もあると思う。更田前原子力規制委員会委員長は、2022年9月28日に、全ての放射性物質を取り出すことは技術的になかなか考えにくく、できるだけ量を減らす努力はするが、あとは現場を固めて安定化させてしまうことが現実的な選択だと思うと述べている。それを考えると簡単なことではないため、法律で道筋を決めるべきだと思う。2016年の原子力損害賠償・廃炉等支援機構が公表した石棺方式に知事は納得できないと申し入れたことがあったが、今のままで行けば40年後にも残置される可能性があると思う。スリーマイルもまだ撤去しておらず、チェルノブイリも100年計画である。したがって簡単な話ではなく、安全で安心な廃炉にしていくためにはしっかり法律をつくる必要があると思う。実施規則を準用する話もあるが、福島第一原発のような特定原子力施設の廃炉についてしっかりとやり抜くためには、国に法整備を求めていく必要があると思うため、再度知事の答弁を願う。

知事

従前、石棺方式の話が出た際、私は直ちに政府に向かい、国の幹部に対して石棺方式はあり得ないと強く訴え、政府においては、そういった手法をとらないことを明言されたところである。福島第一原発の廃炉の取組は、委員指摘のとおり前例のない困難な取組である。この廃炉については、燃料デブリを安全かつ確実に取り出すこと、そして、燃料デブリを含む放射性廃棄物を県外において適切に処分することの重要な2点を含め、国と東京電力の責任で廃炉を成し遂げるよう強く訴えていく。

古市三久委員

法整備までは要望しないとのことだと思うが、安全に廃炉を成し遂げるとの意味では法整備も必要だと思うため、ぜひ国や東京電力に求めていくことを願う。

次に、教員の働き方改革について、連合総合生活開発研究所が昨年9月に教職員の働き方改革を調査した。1日の在校時間が平均で11時間21分、自宅持ち帰り時間が46分、休憩時間の取得は小学校で7.3分、中学校で10.7分、54.6%の教員は休憩時間0分と回答している。本県も調査したようであるが、内容は同様だと思っている。

そこで県教育委員会は、多忙化解消アクションプランⅡの目標達成に向けて、必要な人員と予算をどのように試算しているのか。

教育長

多忙化解消アクションプランⅡの目標達成に向け、令和5年度はスクール・サポート・スタッフ709人、部活動指導員164人、スクールカウンセラー174人、スクールソーシャルワーカー34人、ICT支援員17人、特別支援教育アドバイザー10人など、外部人材の配置に要する経費として総額15億円程度を当初予算に計上している。

古市三久委員

この人数の配置で、アクションプランⅡは解決できるということか。

教育長

多忙化解消アクションプランの目標達成については、今ほど述べた外部人材の活用や、勤怠管理システム等を用いて教職員一人一人の出退勤時間に対する意識改革を図るとともに、新たに同僚と協働した業務改善取組等を推進することとしており、引き続き多忙化解消に粘り強く取り組んでいく。

古市三久委員

今述べた内容で、何%程度が解消されるのか。

教育長

令和5年度の当初予算に計上したものであるため、今後の勤務実態調査等を基にしてその効果について検証していきたい。

古市三久委員

文部科学省が「基本的には学校以外が担うべき業務」などの3分類の状況を調査した。教員は11時間中どの程度の割合でこの3分類の仕事をしているのか。

教育長

文部科学省が整理した業務の分類について、県としてそれぞれの分類に応じた調査をしていないため、それによってどの程度教員の業務量が減ったのかについては詳細を承知していない。

古市三久委員

この3分類について調査し、教員がどの程度仕事をしているのかが分からないとなかなか解消できないと思うが、調査することはしないのか。

教育長

今後実施する勤務実態調査の中で、そうした調査が可能かどうかも含めて検討していきたい。

古市三久委員

人員を増やすことなどについては評価するが、標準授業時数が国の基準より多い学校数について、本県はどうか。

教育長

標準授業時数を超えた学校数については承知していないが、各学校で適正な標準授業時数を定めて教育課程を編成していると承知している。

古市三久委員

文部科学省の調査によると、小学校5年生で980単位時間のところ全国平均が1,040単位時間、中学1年生で1,050単位時間のところ1,061単位時間と多くなっているが、本県はどうか。

教育長

小中学校の標準授業時数については、それぞれの市町村教育委員会が適正に管理しているものと承知している。

古市三久委員

市町村教育委員会が適正に管理しているとのことだが、県はアクションプランⅡの調査をしたにもかかわらずそのような答弁はいかがなものかと思う。実態を調査することが県教育委員会の役割でもあると思うが、どうか。

教育長

今ほどの指摘についても先ほど述べたとおり、今後の勤務実態調査の中で調査の必要性も含めて検討していきたい。

午前中の委員からの関連質問について補足する。これまで学校や教員が担ってきた業務の在り方について、文部科学省が3つの分類をしている。そのことについて、県教育委員会としては各学校への調査は行っていないことは午前中答弁したとおりであるが、文部科学省が全国の市町村に対して、市町村単位でどのような取組をしているのかについては調査をしていることを述べておきたい。

古市三久委員

それに対しても様々な意見があるが、時間がないため次に行きたい。

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の職員調整額4%に相当する超過勤務時間が月8時間以内である公立学校職員の割合を聞く。

教育長

超過勤務時間が月8時間以内である教員の割合については、今年度県教育委員会が実施した1週間の勤務実態調査から推測すると、小学校教諭で0.9%、中学校教諭で1.0%、高等学校教諭で4.6%、特別支援学校教諭で4.5%となっている。

古市三久委員

ほとんどの教員が8時間以上の超過勤務をしているとのことだと思うが、先ほど試算した人数も踏まえ、来年度はどの程度改善されるのか。

教育長

先ほど述べたとおり、現時点で来年度予算に計上した外部人材を配置したことによる効果については査定できないため、来年度実施する勤務実態調査によって明らかにしていきたいと考えている。

古市三久委員

なかなか難しい計算だろうが、アクションプランⅡは残り2年であるため、それなりの試算をする必要があると思う。2年で実現するのであれば、前の年は50%、残りの年も50%などとして実施する必要があるかと思うが、どうか。

教育長

外部人材の配置だけでなく様々な取組を総合的に講じることによって多忙化解消に取り組んでいるところであり、引き続き粘り強く多忙化解消に努めていきたいと考えている。

古市三久委員

先ほど述べた単位時間の問題も、人員数にかかわらずに多忙化解消につながっていくと思うため、しっかりと検証してほしい。

次に、持ち帰り時間の業務の削減について、連合総合生活開発研究所の調査で持ち帰り時間は平均で月123時間であることが明らかになっているが、本県は公立学校教職員の持ち帰り業務の削減に向けてどのように取り組んでいるのか。

教育長

今年度実施した教員の勤務実態調査では、小中学校教諭の半数程度、高校と特別支援学校教諭の4分の1程度が平日に何らかの業務を持ち帰っており、その中で最も多い業務は授業の準備であった。

今後は、ICTを活用した資料の共有化や、校務支援システムの利用をさらに促すなど、多忙化解消アクションプランⅡに掲げた取組を徹底し、勤務時間内に業務を終えることができるよう引き続き取り組んでいく。

古市三久委員

持ち帰って授業の準備をすることも大事なことだと思うが、そのような時間についても削減する方向でぜひ取り組んでほしい。

次に、公立学校教職員の休憩時間の取得状況をどのように調査しているのか聞く。

教育長

休憩時間の取得状況に関する調査は、現在実施していない。

今後は毎年6月に実施している教員の勤務実態調査に、休憩時間の取得状況に関する質問項目を追加することを検討していく。

古市三久委員

よろしく願う。

次に、令和4年度当初における教職員不足の要因について、県の考え方を聞く。

教育長

教員不足については、近年の大量退職による新規採用者数の増加に伴い、講師が正式採用されたことに加え、育児休業等の取得者の増加により、補充のための講師が不足していることが主な要因であると認識している。

古市三久委員

特別支援学校の学級数の増によって教職員が不足するということはないか。

教育長

特別支援学校の学級の増加と教員不足との関係性については認識していない。

古市三久委員

いずれにしても教職員の問題は、戦争に例えるなら、全く兵隊を準備せずに戦争するようなものだと思う。先ほど述べたように、スタッフの人数を増やして教員が本当に授業に専念できる体制をつくってほしいと思うので、よろしく願う。

次に、いわき市内における河川整備についてである。

いわき市内における夏井川水系河川整備計画の改良復旧事業実施後の進捗率について、県の考えを聞く。

土木部長

いわき市内における夏井川水系河川整備計画の改良復旧事業実施後の進捗率については、約80%となる見込みである。

古市三久委員

残り20%については、これからどのようにするのか。

土木部長

河川整備計画に基づき残る20%の計画期間内の完了を目指し、引き続き必要な財源確保に努め、水安全度の向上に向けて計画的に整備を進めていく。

古市三久委員

夏井川水系の河川整備計画は、台風前の進捗率が24%であった。一気に進んだが、残りについては現在の異常気象が普通の気象になってきていることもあるため、急いで進展するよう進めてほしい。

2つ目に、夏井川水系以外の河川整備計画の進捗率について聞く。

土木部長

いわき市内における夏井川水系以外の河川整備計画の進捗率については、令和4年度末で藤原川水系が約98%、鮫川水系が約39%となる見込みである。

古市三久委員

計画どおりに進捗するとの理解でよいか。

土木部長

藤原川水系並びに鮫川水系については、それぞれの河川整備計画に基づいて計画的に進めているところであるが、鮫川水系については現在、支川の中田川において区画整理と一体となって計画を進めており、引き続き計画に基づいて整備を進めていきたい。

古市三久委員

鮫川についても台風の上陸で様々なことがあったため、しっかりと整備してほしい。

次に、県はいわき市内における改修された県管理河川の維持管理にどのように取り組んでいくのか。

土木部長

いわき市内における改修された県管理河川の維持管理については、流下能力の確保など治水機能を適切に維持していくため、草木の繁茂を防ぐ刈り払いを定期的実施するとともに、日常の定期パトロールや増水後の点検等により河川の状況を的確に把握し、増水時に流れを妨げるおそれのある箇所を河道掘削を適時行うなど、河川の維持管理にしっかりと取り組んでいく。

古市三久委員

部長は夏井川の現在の状態を見たか分からないが、時々通ってみると3年前と変わっている。今後どの程度維持するかの問題などがあるが、維持管理をしっかりと行う必要があると思う。管理計画やマニュアルを作成し、それにのっとって流下能力が維持できるようにしてほしいが、どうか。

土木部長

管理計画等に基づく計画については、草木の繁茂を防ぐ刈り払いを定期的実施することとしており、河道掘削についても、河川は1度の出水で対処するなど状況が常に変動することから、日常の定期的なパトロールや増水後の点検等によ

り河川の状況その都度的確に把握し、状況に応じて適時行う方針としており、引き続きこの方針に基づき効果的、効率的な維持管理に努めていく考えである。

古市三久委員

最後に、現在進めている夏井川水門の操作規則の策定についてどのように考えているのか。

土木部長

夏井川水門の操作規則については、夏井川の河口閉塞の解消や支川仁井田川等の氾濫防止を図るため、河口の閉塞状況をはじめ出水時の水位や堆砂状況などを把握した上で、水門閉鎖に伴う環境への影響等を含め様々な状況を想定して策定することとしている。また、策定後も河口部の堆砂状況や自然環境の調査を定期的に行いながら、より適切な水門の運用が可能となるよう必要に応じ規則を改定していく。

古市三久委員

工事のために閉め切った令和2年からの堆砂状況は非常に減少し、去年はゼロであった。その前に減少したということもあるが、多かった時期もある。その辺りや潮の流れなどをその都度調査し、なおかつ、生態系にどのような影響があるかも非常に重要な問題である。全国的に同様の状態の箇所はどのようなことをしているのかを考えていかなければならないと思うため、しっかりと検証してほしい。

